

第 101 号

2012年(平成24年)11月 1日

青色だより

発行所 社団法人大和青色申告会
事務局 大和市桜森 2-3-9
(クリオ相模大塚壱番館1F)
☎ 046(262)5111
FAX 046(262)5113
発行人 曽根寿太郎
編集人 二見宣長

記帳・決算などの個別指導

大和青色申告会の会員サービス

出張会場

・お近くの施設でも税務書類が提出できます

会計ソフト「ブルーリターンA」の斡旋

・長年の指導経験が活かされた会計ソフト
・初期設定・操作方法もフォロー

減価償却システム

・減価償却資産を管理し、「減価償却費の計算書」をお届けします

専門家による無料相談

・税理士による「無料税務相談」
・弁護士による「無料法律相談」
・総合保険コンサルタントによる「無料保険相談」

税に関する情報提供

・会報等を毎月お届けします
・研修会・説明会・セミナーの開催

会員割引

・団体割引または格安な掛金の共済・保険
・会員特別料金で受診できる「生活習慣病健診」
・会員特別料金でホームページが制作できます
・婚礼・葬儀に会員特別価格が適用されます
・優良図書・参考書の割引販売

「小規模企業共済制度」

・掛金全額が所得控除でき、節税が期待できます
・現役引退後の生活設計が図れます

融資の斡旋

・日本政策金融公庫の融資を斡旋しています

平成 26 年 1 月から

白色申告者の

記帳・帳簿等の保存制度が

拡大され、

事業所得・不動産所得・山林所得のある
全ての方が対象となります。

つまり、



どうせ記帳するならば、

「青色申告」のほうが お得です。

詳細は事務局に
おたずねください。



大和青色申告会の会員サービス

お知り合いの個人事業主さんに青色申告会をご紹介ください

ご紹介いただいた方がご入会された場合粗品を進呈いたします

青色申告会は
こんな団体です

当会の組織拡充という根
幹的課題への取り組みとし
て、今年度も「会員増強特
別運動」を実施しております。
(10月16日から11月15
日までの1ヶ月間)

1人でも多くの方に「青
色申告」の特典をご理解い
ただき、ご入会いただけま
すよう会員皆様のご協力を
お願い致します。

青色申告には白色申告で
認められていない多くの
特典があり、白色申告に比
べ税制面で優遇されます。
その中でも主な特典は次の
とおりです。

● 中小企業者の少額減価償
却資産の取得価額の必要
経費算入の特例

● 青色申告特別控除

● 青色事業専従者給与

● 事前に届出書を提出して

青色申告には白色申告で
認められない多くの
特典があり、白色申告に比
べ税制面で優遇されます。
その中でも主な特典は次の
とおりです。

● 中小企業者の少額減価償
却資産の取得価額の必要
経費算入の特例

● 青色申告特別控除

● 事前に届出書を提出して

青色申告・会員増強にご協力を!

青色申告には白色申告で
認められない多くの
特典があり、白色申告に比
べ税制面で優遇されます。
その中でも主な特典は次の
とおりです。

● 中小企業者の少額減価償
却資産の取得価額の必要
経費算入の特例

● 青色申告特別控除

● 青色事業専従者給与

● 事前に届出書を提出して

売上 600 万円 - 必要経費 300 万円 = 利益 300 万円

白色申告

簡易簿記で
青色申告

複式簿記で
青色申告

青色申告特別控除 10 万円

青色申告特別控除 65 万円

利益は同じなのに、税額に差が

※すべて概算で計算しております。

健康保険（所得割）
252,300

住民税（所得割）
267,000

所得税 164,500

健康保険（所得割）
242,800

住民税（所得割）
257,000

所得税 154,500

健康保険（所得割）
190,800

住民税（所得割）
202,000

所得税 99,500

健康保険（所得割）
191,500 円

「青色申告特別控除」で
こんなに変わるんだね





Q1 養老保険に加入していましたが、保障期間を長くするため終身保険に転換しようと思います。転換方法は転換価格を一時払い保険料として充当する方法がとられます。税金の課税関係はどのようになるのでしょうか。

A1 次のいずれにも該当するときは実質的に契約内容の変更であり、転換に伴う所得税及び贈与税の課税関係は生じません。

- (1) 転換前契約と保険契約者及び被保険者が同一であること
- (2) 契約者配当の権利を引き継ぐこと
- (3) 転換前契約の死亡保障の範囲内（死亡保険金、保険期間）での危険選択を行わないこと
- (4) 告知義務違反による契約解除や自殺による保険金支払免責等の場合での転換前契約への復帰が認められること
- (5) 転換前契約を解約処理するものでないこと

（昭53直資2-36）

Q2 一時払いの終身保険を減額した場合、減額した保険金額に対応する精算金が支払われます。保険料負担者と精算金の受け取る者が同一人の場合、この精算金は一時所得に該当することとなると思いますが、一時所得の総収入金額から控除する「その収入を得るために支出した金額」はどのように計算するのでしょうか。

A2 「その収入を得るために支出した金額」には、既払保険料×減額部分の保険金額÷減額前の保険金額により算出する考え方もありますが、一時所得は臨時・偶発的な所得であることから、継続的に収入があることを前提とした按分方式は、その所得計算になじまないと考えられます。

むしろ、既払保険料の金額に達するまでの精算金については、その同額を「その収入を得るために支出した金額」とするのが相当であって、一時所得の収入金額=支出金額となり、所得は発生しません。

したがって、精算金のうち既払保険料を超える部分が一時所得となります。

（所法34、所令183、所基通34-1、昭53直資2-36）

○税務署からのお知らせ

贈与税の申告は平成24年分からe-Taxで！

●申告書の作成は…

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成から送信までできます。

（作成した申告書等は、印刷して郵送等で提出することもできます。）

●準備していただくのは…

住民基本台帳カード（電子証明書付）
ICカードリーダライタ

●注意点…

- ①所得税の申告をする際に取得された利用者識別番号を使用しますので改めて取得していただく必要はありません。
- ②平成24年分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成25年1月上旬に公開予定です。
- ③贈与税の申告書の作成については、e-Taxソフトをダウンロードして作成することはできませんので、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
- ④税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力ををお願いします。

なお、確定申告期に設置される相談・受付会場で申告書を作成される場合は、事前予約は承っておりません。



研修旅行に参加して幹事富塚洋子が女性部の中央林間地区を、前任の石田文子前副部長から引き継いで、早や2期目になります。

座間街道から横浜うかい亭あたりまでが中央林間地区になります。部員は少人ですが、いつも協力して下さる良い方ばかりで、楽しく活動しています。

9月6日には女性部の研修旅行が開催され、参加しました。

乗組み船で移動し、浅草に向かってバスで移動し、隅田川を遊覧しました。勝

り、その後の昼食では、ホテルグランパシフィックでお

いしい料理を堪能しました。

その後の昼食では、ホテルグランパシフィックでお

